

の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項のとおりとする。

前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する信用協同組合等の貸借対照表又は信用協同組合等及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該信用協同組合等について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する信用協同組合等の貸借対照表又は信用協同組合等及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれららの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該信用協同組合等について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

信用協同組合が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行つた同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行つた同条第一項に規定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該信用協同組合又は当該信用協同組合及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の第三区分に応じた命令は、当該信用協同組合又は当

該信用協同組合の子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

省令で定めるものは、次条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。

（財務大臣への通知）

第四条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（届出事項）

法第七条の二第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

（財務省令第一号）

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（財務省令第二号）

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（財務省令第三号）

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

（財務省令第七号）

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（財務省令第七号）

この命令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（施行期日）

この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

（施行期日）

この命令は、会社法の施行の日から施行する。

（施行期日）

（附則）（平成二年三月三十日内閣府・財務省令第四号）

この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

（附則）（平成二年一〇月一〇日総理府・大蔵省令第五九号）

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（附則）（平成二年一二月二八日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

（附則）（平成二年一月一〇日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

（附則）（平成二年三月三十日内閣府・財務省令第七号）

この命令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（施行期日）

この命令は、会社法の施行の日から施行する。

（施行期日）

（附則）（平成二年三月三十日内閣府・財務省令第一号）

（附則）（平成一九年三月一三日内閣府・財務省令第一号）

（附則）（平成一九年三月一三日内閣府・財務省令第一号）

（附則）（平成二〇年一二月五日内閣府・財務省令第一〇号）